

○東大阪都市清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例

昭和44年7月4日

東大阪都市清掃施設組合条例第1号

改正 昭和50年7月1日条例第3号

一般職の職員の給与については、東大阪市職員の例による。ただし、大東市から派遣された職員の給与（時間外手当、特殊勤務手当及び支給期日を除く。）については、大東市職員の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年7月1日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。